

平成23年7月8日



「特許法等関係手数料令の一部を改正する政令」について

～出願審査請求料の引下げ～

「特許法等関係手数料令の一部を改正する政令」が7月8日に閣議決定されました。これにより出願審査請求料が平均約20万円から約15万円に引き下げられます。

この政令の施行期日は平成23年8月1日とすることとしております。

1. 政令改正の概要

特許出願における出願審査請求料を平均約20万円から約15万円へと5万円程度（約25%）大幅に引き下げます。

今般の措置は、特許審査の効率化を進めた成果を、審査請求料の過去最大の引下げにより出願人に還元するものです。今般の審査請求料引下げにより、特許制度ユーザーの新たな研究開発やイノベーションを促進し、知的財産を活用した我が国の産業競争力の強化を支援します。

2. 今後の予定

公 布 平成23年7月13日

施 行 平成23年8月 1日

（本発表資料のお問い合わせ先）

特許庁 総務部総務課長 広実 郁郎

担当者： 祝谷、遠山

電 話：03-3581-1101（内線 2105）

03-3593-0436（直通）

(参考)

1. 本政令により8月1日に改定される出願審査請求料の新旧料金表(抜粋)

○出願審査請求料

	新 料 金	現 行 料 金
通常の特許出願	<u>118,000円</u> + 請求項数 × 4,000円	<u>168,600円</u> + 請求項数 × 4,000円
特許庁が国際調査報告 ^{※1} を作成した国際特許出願	<u>71,000円</u> + 請求項数 × 2,400円	<u>101,200円</u> + 請求項数 × 2,400円
特許庁以外が国際調査報告 ^{※1} を作成した国際特許出願	<u>106,000円</u> + 請求項数 × 3,600円	<u>151,700円</u> + 請求項数 × 3,600円
特定登録調査機関 ^{※2} が交付した調査報告書を提示した特許出願	<u>94,000円</u> + 請求項数 × 3,200円	<u>134,900円</u> + 請求項数 × 3,200円

(昭和63年以降の出願かつ平成16年4月1日以降に審査請求を行う出願)

2. 新料金の適用について

○改正政令の施行日(平成23年8月1日)以降にされる審査請求手続に対して改正後の料金を適用します。

このお知らせに記載する施行日や料金改正に関する詳しい内容などは、特許庁ホームページ(<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>)等でご確認ください

※1 国際出願に基づき日本国に特許出願した場合には、国際調査報告により審査負担が軽減されるため出願審査請求料が減額されます。

※2 特定登録調査機関が交付する調査報告を提示して審査請求をしたときは、その手数料が減額されます。